

監査基準報告書 700 実務ガイダンス第 1 号「監査報告書に係る Q & A (実務ガイダンス)」の改正について

2024 年 2 月 8 日
日本公認会計士協会

新	旧
<p>監査基準報告書 700 実務ガイダンス第 1 号</p> <p style="text-align: center;">監査報告書に係る Q & A (実務ガイダンス)</p> <p style="text-align: right;">2019 年 7 月 18 日 改正 2020 年 5 月 14 日 改正 2021 年 6 月 25 日 改正 2021 年 10 月 4 日 改正 2022 年 10 月 13 日 改正 2023 年 7 月 28 日 <u>最終改正 2024 年 2 月 8 日</u></p> <p style="text-align: right;">日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (実務ガイダンス：第 12 号)</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>	<p>監査基準報告書 700 実務ガイダンス第 1 号</p> <p style="text-align: center;">監査報告書に係る Q & A (実務ガイダンス)</p> <p style="text-align: right;">2019 年 7 月 18 日 改正 2020 年 5 月 14 日 改正 2021 年 6 月 25 日 改正 2021 年 10 月 4 日 改正 2022 年 10 月 13 日 <u>最終改正 2023 年 7 月 28 日</u></p> <p style="text-align: right;">日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (実務ガイダンス：第 12 号)</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>
<p>Q 1 - 1 監査報告書の変更点及び共通点</p>	<p>Q 1 - 1 監査報告書の変更点及び共通点</p>
<p>2018 年 7 月及び 2020 年 11 月の監査基準の改訂に対応するために監査基準報告書等の改正が行われたが、改正前の監査報告書との変更点、共通点は何か。</p>	<p>2018 年 7 月及び 2020 年 11 月の監査基準の改訂に対応するために監査基準報告書等の改正が行われたが、改正前の監査報告書との変更点、共通点は何か。</p>
<p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>(解説)</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>(6) 監査人の責任の記載内容の拡充 (変更点⑩)</p> <p>「監査人の責任」区分の記載内容が拡充され、財務諸表の監査において監査人が実施することが求められている基本的な責任とともに、監査の基本的な性質が記載される (監基報 700 第 35 項から第 37 項参照)。また、従前は「監査人の責任」区分の記載内容が会社の状況によって変わることはなかつ</p>	<p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>(解説)</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>(6) 監査人の責任の記載内容の拡充 (変更点⑩)</p> <p>「監査人の責任」区分の記載内容が拡充され、財務諸表の監査において監査人が実施することが求められている基本的な責任とともに、監査の基本的な性質が記載される (監基報 700 第 35 項から第 37 項参照)。また、従前は「監査人の責任」区分の記載内容が会社の状況によって変わることはなかつ</p>

新	旧
<p>たが、改正された監査報告書では、下記の各項目はそれぞれ該当する場合にのみ記載することが要求されている。</p>	<p>たが、改正された監査報告書では、下記の各項目はそれぞれ該当する場合にのみ記載することが要求されている。</p>
<p>適正表示の枠組みに従って作成されている場合（監基報700第36項(2)⑤）</p> <p>→</p> <p>財務諸表の表示及び注記事項の検討に、注記を含め財務諸表が適正に表示されているかどうかを評価すること</p>	<p>適正表示の枠組みに従って作成されている場合（監基報700第36項(2)⑤）</p> <p>→</p> <p>財務諸表の表示及び注記事項の検討に、注記を含め財務諸表が適正に表示されているかどうかを評価すること</p>
<p>監基報600「グループ監査における特別な考慮事項」が適用となる場合（監基報700第36項(3)）</p> <p>→</p> <p>グループ内の企業又は事業単位の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するためにグループ監査を計画し実施すること、グループ監査のために実施される監査の作業の指揮、監督及び査閲をすること、グループ監査責任者として単独で監査意見を表明する責任があること</p>	<p>監基報600「グループ監査」が適用となる場合（監基報700第36項(3)）</p> <p>→</p> <p>構成単位の財務情報について十分かつ適切な監査証拠を入手すること、グループ財務諸表の監査の指示・監督及び実施をすること、グループ監査責任者として単独で監査意見を表明する責任があること</p>
<p>上場企業の財務諸表監査の場合（監基報700第37項(2)）</p> <p>→</p> <p>監査役等に独立性に関する報告を行うこと</p>	<p>上場企業の財務諸表監査の場合（監基報700第37項(2)）</p> <p>→</p> <p>監査役等に独立性に関する報告を行うこと</p>
<p>監査上の主要な検討事項の記載が法令により求められる場合又は任意で記載する場合（監基報700第37項(3)）</p> <p>→</p> <p>監査上の主要な検討事項を決定し、監査報告書に記載すること</p>	<p>監査上の主要な検討事項の記載が法令により求められる場合又は任意で記載する場合（監基報700第37項(3)）</p> <p>→</p> <p>監査上の主要な検討事項を決定し、監査報告書に記載すること</p>
<p>なお、意見不表明の場合には、「財務諸表監査における監査人の責任」区分の記載項目が変更される（監基報705第27項参照）。</p>	<p>なお、意見不表明の場合には、「財務諸表監査における監査人の責任」区分の記載項目が変更される（監基報705第27項参照）。</p>
<p>（省 略）</p>	<p>（省 略）</p>
<p>Q 2-13 監査上の主要な検討事項における専門家又は構成単位の監査人への言及</p>	<p>Q 2-13 監査上の主要な検討事項における専門家又は構成単位の監査人への言及</p>
<p>監査上の主要な検討事項において、専門家の業務を利用した旨又は構成単位の監査人が作業を実施している旨を記載することは可能か。記載する場合の留意点は何か。</p>	<p>監査上の主要な検討事項において、専門家の業務を利用した旨又は構成単位の監査人が作業を実施している旨を記載することは可能か。記載する場合の留意点は何か。</p>
<p>（省 略）</p>	<p>（省 略）</p>
<p>（解説）</p>	<p>（解説）</p>
<p>（省 略）</p>	<p>（省 略）</p>

新	旧
<p>(2) 構成単位の監査人が作業を実施している場合</p> <p>専門家の業務の利用と同様に、監査上の主要な検討事項において構成単位の監査人が作業を実施している旨を記載することは可能である。ただし、構成単位の監査人が作業を実施している旨を記載したとしても、監査人は表明した監査意見に単独で責任を負うものであるため、監査人の責任が分割されたり、軽減されることはない。なお、2019年2月の監査基準報告書700の改正により、監査報告書の「財務諸表監査における監査人の責任」において、グループ監査が適用される場合、グループ監査責任者として単独で監査意見に対して責任を負う旨を記載することとされた（監基報700第36項(3)参照）。</p> <p>構成単位の監査人が作業を実施している場合、グループ監査における一般的な記述（例えば、監査基準報告書600の文言を利用して、構成単位の監査人が実施する作業内容や結論について十分な理解や評価を行った旨）をやるだけでなく、Q2-9を参考に、監査上の主要な検討事項に関連する構成単位の名称（国地域名、セグメント名等）や構成単位の監査人が実施した監査手続を具体的に記載することが適切であると考えられる。</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>(2) 構成単位の監査人が作業を実施している場合</p> <p>専門家の業務の利用と同様に、監査上の主要な検討事項において構成単位の監査人が作業を実施している旨を記載することは可能である。ただし、構成単位の監査人が作業を実施している旨を記載したとしても、監査人は表明した監査意見に単独で責任を負うものであるため、監査人の責任が分割されたり、軽減されることはない。なお、2019年2月の監査基準報告書700の改正により、監査報告書の「財務諸表監査における監査人の責任」において、グループ監査が適用される場合、グループ監査責任者として単独で監査意見に対して責任を負う旨を記載することとされた（監基報700第36項(3)参照）。</p> <p>構成単位の監査人が作業を実施している場合、グループ監査における一般的な記述（例えば、監査基準報告書600の文言を利用して、構成単位の監査チームが実施する作業内容や結論について十分な理解や評価を行った旨）をやるだけでなく、Q2-9を参考に、監査上の主要な検討事項に関連する構成単位の名称（国地域名、セグメント名等）や構成単位の監査人が実施した監査手続を具体的に記載することが適切であると考えられる。</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>
<p style="text-align: center;">• 本実務ガイダンス（2024年2月8日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。</p> <p style="text-align: center;">— 監査基準報告書600「グループ監査における特別な考慮事項」（2023年1月12日改正）</p>	

以 上